小規模事業者持続化補助金 第20回公募 のご案内

計画的な販路開拓で売上アップ！11月からの申請受付に備えましょう

小規模事業者の皆様の持続的な発展や生産性向上を支援する「小規模事業者持続化補助金（一般型）」の第20回公募要領が公開されています。今回の特集では、募集日程や補助対象経費、申請に向けた注意事項、前回からの主要な変更点について分かりやすく解説します。



① 募集期間・補助対象期間について

申請手続きは電子申請システムにて行われます。スケジュールに余裕を持ってご準備ください。

- **申請受付開始** …… 2026年11月5日(木)
- **事業支援計画書(様式4)発行受付締切** …… 2026年12月4日(金)
- **申請受付締切** …… 2026年12月15日(火)17：00(予定)
- **補助事業実施期間** …… 交付決定日～2028年3月31日(金)

② どのような経費に使えるのか？

自社で策定した「経営計画」に基づく販路開拓や、併せて行う業務効率化の取り組みに必要な以下の経費が対象となります。

□**機械装置等費**	高齢者向け椅子の導入、店舗のショーケースや製造用オーブン等の購入
□**広報費**	チラシ・カタログ作成、新聞広告、SNS広告・インターネット広告等 (※上限30万円・広報費のみによる申請はできません。)
□**ウェブサイト関連費**	ECサイトの構築、ホームページの改修、顧客管理システムの開発等 (※上限30万円・ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。)
□**展示会等出展費**	展示会・商談会への出展料や関連する運搬費
□**旅　費**	販路開拓の出張に係る交通費・宿泊費
□**新商品開発費**	試作品開発のための原材料費やパッケージデザイン費
□**借　料**	PRイベントの会場借上料や機器のリース・レンタル料
□**委託・外注費**	店舗改装工事、バリアフリー化工事、専門家への相談費用

③ 申請にあたっての注意事項（早めのご相談を！）



本補助金は、**事業者が自ら経営状況を見つめ直し、作成した「経営計画」**に基づいて申請を行うものです。

●商工会議所への事前相談が必須です

申請の際には、当会議所が発行する「**事業支援計画書（様式4）**」が必要となります。**発行受付締切（12月4日）直前は混雑が予想**されますので、経営計画の策定を含め、お早めに岐阜商工会議所までご相談ください。



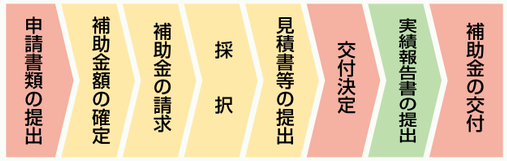
※イラストはイメージです

●「GビズIDプライム」アカウントが必要です

申請は**電子申請のみ**となります。**事前のアカウント取得に数週間程度かかる場合がある**ため、未取得の方は速やかに利用登録を行ってください。

●補助金は後払いです

採択後、事業を実施・精算した後に補助金が交付されるため、事業遂行時には**自己資金の確保**が必要です。



※持続化補助金HP補助金交付までの流れより抜粋

④ 注目ポイント

制度の特例要件や費用の上限を正しく把握し、申請に活かしましょう。

●補助上限額と特例の拡充

□通常枠	補助上限**50万円（補助率2/3）**
□インボイス特例	免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者等は、**50万円上乗せ**（上限100万円）
□賃金引上げ特例	1人あたり給与支給総額を年平均3.0%以上増加させる事業者は、**150万円上乗せ**（上限200万円）
□両特例の併用	両方の要件を満たす場合、最大で**200万円上乗せ**（上限250万円）となります。

●赤字事業者への支援強化

「賃金引上げ特例」に取り組む事業者のうち赤字企業については、**補助率が3/4**に引き上げられるとともに、**優先採択（赤字賃上げ加点）**が適用されます。

●ウェブサイト関連費・広報費の上限

ウェブサイト関連費および広報費の補助金交付申請額の上限は、それぞれ**30万円**に設定されています。

お問い合わせ・経営計画作成のご相談は、当所 中小企業相談所へ

申請を検討されている小規模事業者の皆様は、お早めにご相談ください。



当所 中小企業相談所
森島　悠

採択・不採択は経営計画書の内容によって決まります。ただ書類を書いて提出するだけでは採択はされません！経営計画書をブラッシュアップする時間が多ければ多いほど採択に近づきます。申請するかどうかお悩みの方でも構いませんので、お早めにご相談ください。

相談予約フォームはコチラ ➡